



傷病手当金の支給期間が通算化されます

傷病手当金とは、サラリーマンなどの被用者が加入している健康保険、いわゆる社会保険から、病気やけがで仕事を休むことになった時に支給されるものです。要件としては、連続して3日間仕事をする事ができない期間があった後の、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されるものです。

健康保険法等の改正により、令和4年1月1日から傷病手当金の支給期間が通算化されることになりました。1年6か月という支給期間に変更はありませんが、改正前は傷病手当金の支給期間中に就労などによって不支給だった期間についても1年6か月に含まれてしまっていたものが、改正後は支給を受けた日数を通算して1年6か月とされました。(下図参照)

このことにより、治療と治療の間が空くような場合、働くことが可能であれば傷病手当金の支給期間を次の治療に充てることができるようになりました。

その一方で、傷病手当金は「同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。」(健康保険法九十九条4項)とされているため、治療が続いて1年6か月以上就労ができない場合や、がんの再発などで新たな疾病として扱ってもらえない場合などは支給されないこともあるため注意が必要です。詳しくは、がん相談支援センターにお問い合わせください。

支給期間の考え方

(図出典：厚生労働省)

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給
					不支給

← 1年6か月 →

※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給
					支給

通算1年6か月

※支給開始日から通算して1年6か月まで支給

3/5(土)~3/13(日)は「AYA week 2022」

AYA (Adolescent & Young Adult) とは思春期・若年成人の15~39才の世代のことで、この世代のがん患者さんは治療への不安だけでなく、親子・周囲との関係、就学・進学、就労・仕事との両立、経済的な負担、恋愛や性、結婚・出産、晩期合併症など様々な問題を抱えており、がん相談支援センターでもご相談をお受けしています。

「AYA week 2022」では「つながる・楽しむ・学ぶ」をコンセプトに、AYA世代のがんの今を知るオンラインイベントを開催！ご興味のある方は【AYA week 2022】で検索してみてください！



日本大学医学部附属板橋病院 がん相談支援センター

東京都板橋区大谷口上町30-1 電話3972-0011 (直通) 3972-8111 (代表) 内線3169

相談対応時間 8:30~12:00, 13:00~16:00 予約受付時間 8:30~16:30

掲載記事に関してのご質問等がありましたら、がん相談支援センターまでお問い合わせください。